

12/16
五旗

国保料上限3万円増

政府2年連続中間層を直撃

安倍政権は25日までに、非正規労働者や年金生活の高齢者らが加入する国民健康保険の保険料（税）の上限額を2019年度から3万円も引き上げ、年80万円（医療分）にすることを決めました。引き上げは12年末の政権復帰後5回目となり、2年連続です。高所得者に負担を求めるといいながら、中間層でも上限額に達するケース

があり、耐えがたい負担増となります。

国保料上限額の引き上げは19年度税制改正大綱に盛り込んだもの。当初40～64歳の加入者が合わせて支払う介護保険料の年間上限額16万円を1万円引き上げるとしていたのは、現行のまま据え置くことになりました。

政府は「負担能力に応じた負担を」と言いながら、市町

村ごとに加入者の収入・世帯人數によって異なるため、保険料率が高い市町村では給与所得が年500万円ほど

で上限額を支払わざるを得ない世帯があります。弓き上げによって上限額は介護分16万円を含めると年96万円になります。年間所得の2割を占めます。

全国市長会からは「相当むごい負担になつてゐる。いま

のまま上げるのは限度がある」（11月の社会保障審議会医療保険部会で）などの意見があがっていました。

いまでも高すぎるのは保料に全国各地で悲鳴が上がるなか、滞納世帯は加入者の15%を超える289万3千世帯（17年6月現在）にのぼっています。政府は国庫負担の抑制によって国保料の高騰を招いた一方で、滞納者への財産差し押さえを強化しているのが実態です。国保料を抜本的に引き下げる転換こそが求められています。